

水産政策審議会企画部会

第85回議事録

水産政策審議会第85回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和2年9月10日(木)14時02分

閉会 令和2年9月10日(木)16時02分

2. 出席委員(五十音順、敬称略)

(委員) 石井 ユミ 内田 和男 大瀬 由生子 大森 敏弘
佐々木 貴文 田辺 恵子 中川 めぐみ 橋本 博之
山下 東子 山本 徹 吉川 文

(特別委員) 窪川 かおる 久保田 正 後藤 理恵 菅原 美徳
関 いずみ 高橋 健二 中川 竹志 永沼 博明
野田 一夫 深川 英穂 結城 未来 若狹 信行
和田 律子

3. その他出席

(水産庁) 倉重漁政部長 藤田資源管理部長 黒萩増殖推進部長
山本漁港漁場整備部長
押切企画課長 天野加工流通課長 廣野管理調整課長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第85回企画部会
議事次第

日 時：令和2年9月10日（木）14:02～16:02

場 所：農林水産省第3特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 令和2年度水産白書の作成方針等について
- (2) 改正漁業法に基づく政省令等について【報告事項】
- (3) その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	令和元年度水産白書（案）について	3
3	改正漁業法に基づく政省令等について	29
4	その他	39
5	閉 会	41

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第85回企画部会を開催したいと思います。

私は、本日の事務局を務めます企画課長の押切でございます。先月、企画課長に着任をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の企画部会は、新型コロナウイルスの感染症対策に関する内閣府の方針を踏まえまして、県をまたぐ移動を極力避ける観点から、都内在住の委員と特別委員及び佐々木部会長代理のみ御参集いただき、その他の委員及び特別委員の方々には、大変恐縮でございますが、あらかじめ書面にて御意見を伺った上で、御希望のあった方については、音声のみではありますけれども、ウェブ会議システムにて御参加を頂くという形で開催させていただきます。

なお、ウェブ会議システムにて御参加いただく委員におかれましては、御発言のときまで音声はミュートに設定させていただきますようお願いいたします。さらに、音声トラブルなどがある場合には、ウェブ会議システムのチャット機能にて事務局までその旨をお知らせください。また、書面にて頂いた御意見につきましては、後ほど読み上げさせていただきます。

それでは、開会に当たり、水産庁漁政部長の倉重より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 皆さん、こんにちは。本年8月に漁政部長を拝命いたしました倉重と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

水産政策審議会第85回企画部会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、委員、特別委員の皆様方におかれましては、平素より水産政策の推進に御協力を頂いております。この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

また、昨年より御審議を頂きました令和元年度の水産白書につきましては、おかげさまでもちまして、6月の閣議決定を経て国会に提出することができました。改めて皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

本日は、令和2年度の水産白書に関して開催される1回目の企画部会でございます。白書の作成方針や特集のテーマ等について御議論を頂くということになっております。

改正漁業法の施行を本年の12月に控えまして、水産施策を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。水産白書におきましても、こうした動きをしっかりと反映できるように、各委員の皆様のお知見をお借りしながら、より良いものとして、そして分かりやすい白書を作成してまいりたいと考えているところでございます。

本日は、限られた時間ではございますけれども、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画課長 ありがとうございます。

本日の会場では、委員の皆様方の前にマイクがございません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、本日は、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図るためペーパーレスで実施をいたしております。なお、議事次第、資料配付一覧及び委員・特別委員名簿につきましてはペーパーでも配付をさせていただきます。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中、書面による参加を含めまして11名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立をしていることを御報告いたします。

なお、書面参加の方は内田委員、大瀬委員、大森委員、田辺委員、吉川委員となっております。

また、特別委員は14名中、書面による参加を含め13名が御出席されております。

なお、書面参加の方は久保田特別委員、後藤特別委員、菅原特別委員、関特別委員、中川特別委員、永沼特別委員、野田特別委員、深川特別委員、若狭特別委員、和田特別委員となっております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条に基づき、公開で行うこととなっております。また、第9条第2項に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

では、今回の配付資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧を御覧いただきながら、お手元の資料を御確認いただければと思います。

まず議事次第がございます。その後ろに一覧があると思いますが、資料1として委員・特別委員の名簿、資料2としまして白書の作成方針等についての資料、資料3が3つございまして、改正漁業法に基づく政省令等について、2つ目が大臣許可漁業の適格性について、3つ目として海面利用制度等に関するガイドライン、そして参考資料が2つで、水産基本法の抜粋、「水産基本計画」の概要となっております。御確認を頂ければと

思います。

それでは、山下部会長、議事進行をお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。

ここにお集まりいただいた方々、それからウェブ上で参加をしてくださっている方、また、その方々と重複するかと思いますけれども、書面で参加をしてくださった委員の方々、どうもありがとうございます。

今日の開催方法はとても変わった方法になっておりまして、私は勝手に3次元方式と言っているんですけども、妥協の産物で、一度このようにして開催してみてもうまいくものかどうか、私も拝見して評価してみたいと思っております。県外の皆様には、御出席の招待さえ差し上げないで大変申し訳ないと思っておりますけれども、是非その辺り、御理解いただけますようお願いいたします。

また、ウェブで参加をしてくださっている委員の方々につきましては、お顔が見えなくて、何人の方が、どなたがいらっしゃるのかということが今のところ分かりません。後で事務局から教えてもらえると思うんですけども、そういう状態で音声だけでございますけれども、活発な議論に御参加いただけますようお願いいたします。

それでは、着席をして進めさせていただきます。

議事に入らせていただきます。

本日の議題は、「令和2年度水産白書の作成方針について」及び「改正漁業法に基づく政省令等について」の報告となっております。

また、本部会は16時までの予定としておりますので、議事進行への御協力、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、資料2の令和2年度水産白書の作成方針等についての説明をさせていただきます。お手元の資料を御覧頂きながらお聞きいただければと思います。

まず、この令和2年度水産白書でございます。これは確認でございますけれども、その位置付けということでございまして、水産基本法第10条に基づきまして、政府は毎年閣議決定の上、国会に提出をするということになっております。内容は、令和2年度の水産の動向、令和2年度に講じた水産施策、そして令和3年度に講じようとする水産施策の3部構成となっております。

その作成方針でございますが、まず「水産の動向」についてでございます。その基本

的な考え方といたしまして、水産白書は、国民に対して水産を巡る動向について情報を提供する重要なツールということでございますので、各年の最新の動きを適切に反映させるということとしまして、次の5つを基本としたいと思っております。

1つ目が、「分かりやすく」を旨として、写真・図表、用語解説、こういうものを多く用いるとともに、簡潔で平易な記述とする。2つ目として、水産施策上重要な特定のテーマについて掘り下げた分析を行う「特集」を設ける。3つ目として、我が国漁業を巡る一般的な情勢を分析する一般動向編、こちらを設ける。4つ目として、水産に関する最新の動きについては、本文のコラムなどの形で記述をしたいと思っております。5つ目としまして、新型コロナウイルス感染症に関する記述の取扱いにつきましては、いろいろと変化もございますので、今後の状況を踏まえまして、この白書の中での扱いを検討したいと思っております。

続きまして構成に入りますが、まず1番目に特集に関してでございます。

我が国の水産業が将来にわたって国民への水産物の安定供給の役割を果たしていくためには、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させまして、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することが必要不可欠だと、このように考えております。このうち、水産業の成長産業化のためには、生産、流通、加工、販売に至るまで、マーケットインの発想に基づく取組を推進していくことが重要であろうと考えているところでございます。

このため、今回の白書では、「マーケットインの発想で水産業の成長産業化を目指す」をテーマといたしまして、水産物マーケットの需要を巡る状況を整理し、販売・加工・流通・生産各段階におけるマーケットインの発想に基づく取組の分析と事例紹介を行い、今後の取組の方向性について分析をすることとしたいと思っております。

資料2の後ろに別紙1で特集の構成案という資料が付けてございますのでそちらを御覧いただければと思います。青みがかかった資料になっていますが、この構成案といたしまして、分野全体の表題として「マーケットインの発想で水産業の成長産業化を目指す」ということとございます。

構成案として、第1節では、このマーケットインの取組を考える上で重要な、国内外における需要の変化や流通構造の変化、こういうものについて記述をしたらどうかということとございます。

第2節としまして、マーケットインの発想に基づく、価値増大・価値創出に資する取

組でありますとか、効率的な提供に資する取組、こういうものについて分析をしまして、それぞれの取組事例を記述してはどうかということでございます。

第3節といたしまして、水産政策の改革や養殖業の成長産業化戦略、こういったものを踏まえまして、マーケットインの発想に基づく取組の方向性について記述をしたらどうかということ考えているところでございます。

続きまして、先ほどの資料2、2ページ目の②の方に目を転じていただければと思います。

続きまして、一般動向編でございます。

資料としての継続性の確保の観点から、元年度の水産白書の内容を基本としまして事項を精査し、令和2年度の漁業を巡る状況に応じたものとしていきたいと思っております。

また、元年度の白書におきまして特集で扱った内容の一部、こちらの方は一般動向編の中に戻していくということにしたいと思っております。特集と重複すると考えられる事項でありますとか、元年度に突発的に発生したため元年度の水産白書に記載した事項、そういうことは見直しをするということだろうと思っております。具体的な構成案は、次の6章を考えているところでございます。

続きまして、「水産施策」についてでございます。

「令和2年度に講じた施策」、そして「令和3年度に講じようとする水産施策」につきましては、水産基本計画、こちらの項目に沿って、予算、金融、税制などの内容を具体的に整理をしたいと考えてございます。

続きまして、今後の審議等のスケジュールでございます。

例年同様、翌年の5月中下旬の閣議決定を目指して作業を進めることとしたいと思っております。なお、可能な限り、「食料・農業・農村白書」などの白書と並行して作業を進めることとしたいと考えております。

下に表でスケジュールのイメージを書かせていただいております。正に本日、特集のテーマ、作成方針、これらについて御審議をお願いいたしているというところでございまして、次が12月上旬に骨子案の審議、来年2月中旬頃に一次案の審議、そして4月上旬に二次案の審議ということで、こちら、5月中旬と書いてありますが、5月中下旬に閣議決定・国会提出・公表というスケジュールを考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料について御意見等を頂きたいと思いますが、時間の制約もございますので、2つに分けて進めていきたいと思っております。

最初に作成方針全般について御意見等を頂いて、次に、特集テーマ「マーケットインの発想で水産業の成長産業化を目指す（仮）」について御意見を頂きたいと思っております。ページでいいますと、お手元の資料2の1ページ、2ページのところが前半、それから、3ページのところからは別紙1となって特集の構成案となっておりますので、これについては後半で御意見などを頂きたいと思っております。

それでは、初めに事務局から、作成方針全般について書面による委員からの意見をお出しいただいておりますので、それについての報告を頂いて、その後、会場にお越しいただいている委員の方々からの御意見や御質問を頂くと、そういう段取りにさせていただきたいと思っております。

では、事務局の方からお願いいたします。

○事務局 では、事務局から、書面で頂いた御意見を読み上げさせていただきます。

まず、内田委員からの御意見です。

基本的な考え方には賛成。特集として、次年度以降になるかと想定されますが、水産改革の成果・結果や、コロナ感染症によるマーケットの変化と方向性についての記載が必要だと思われる。

続いて、大瀬委員からの御意見です。

栄養面から見た魚がいかにか健康に良いかという点、日本食文化（発酵文化）を伝える食育の重要性なども加えていただけたらと思っております。

続いて、田辺委員からの御意見です。

分かりやすくを旨として、写真、図表、用語解説を用いて簡潔で平易な記述とすること、重要な特定のテーマについて掘り下げた分析を行う特集を設けることに賛同いたします。コロナの時代、新たな近未来に対応する施策が必要かと思われそうですが、容易ではないような気がいたします。

続いて、吉川委員からの御意見です。

コロナ禍で、密を避けるレジャーとして釣りが注目されているようですが、釣り人へのマナー啓発や、悪質な一般人による密漁なども取り上げてもらいたいです。

続いて、永沼特別委員からの御意見です。

問題ないと思います。新型コロナに関して今後の検討とありますが、輸出入等、大きな影響が出ていると思います。具体的かつ詳細な内容になることを期待します。

こちらの議題については以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、書面にて5人の委員の方々からの御意見を頂きました。

それでは、会場の方から今度は御意見や御質問を伺って、それから、その後で、ウェブ会議システムで参加の委員の方々の御意見も伺いたいと思います。先に会場で、その後、ウェブシステムの方という順番でまいりたいと思います。それでは、会場におられる委員の方々、いかがでしょうか。

では、窪川委員と結城委員から手が挙がりましたので、どちらからでも。絶対順番は回ってきますから、まだ2時間もありますから大丈夫。

○結城特別委員 すみません。恐縮です。ありがとうございます。結城未来です。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

最初にちょっとPRさせていただきたいんですが、本日、委員会の日に合わせてかもしれないんですが、日経のデジタル版で、「お魚と咀嚼」というテーマで記事を書かせていただきました。今、コロナ肥満、コロナぼけと言われているように、巣籠もりから来る影響が出ていますので、それをきっかけに、魚を食べようというのをちょっとひねって書いておりますので、もしよろしければ「日経 結城未来」と検索していただくと出てまいりますので、是非御覧いただければと思います。すみません。最初にPRさせていただきました。というわけで、今年度もよろしくお願いいたします。

4つ、私の方から提案がございまして、一つは今回、記事でも白書を引用させていただきました。それは健康の部分です。人体図がありまして、お魚がどういうふうに影響があるかというのを大変分かりやすく作っていただきましたので、それを引用させていただいています。

先ほどの委員からもありましたが、引き続き健康面に関しては分かりやすいイラストなどで、また料理方法も変えていただきながら、さらにデータも、新しいデータがあればどんどん入れていただいて作成していただければ説得力が増すのではないかなと思っています。

実際、私、今回の白書を様々なところにお知らせしたんです。大企業の役員クラスから、医師、大学の教授、様々な分野の方にお知らせしたんですが、皆様大変関心が高く、

読みやすい、カラフルでデータも豊富で、とても説得力があるというお声を頂きまして、その中でも、特にお魚のああいう健康情報は非常に消費者に刺さる、訴えられるということで、更に充実してほしいという声を頂いていますので、その辺も御検討いただければと思います。

そして2番目としては、先ほどちらりとありましたが、新型コロナの件です。是非、街の声も拾っていただきたいなと思っています。これは、新型コロナでどうしても専門業者さんなどはダメージを受けていらっしゃると思いますが、その一方で消費者にとっては、おいしい高級魚を手に入れやすい状況になったというプラスの面も多少はございますので、そういう、ちょっとプラスの声も少しは入れていただけるとうれしいなと思っています。

それから3番目なのですが、これは毎年白書に入っているかと思いますが、今回も入っていると思いますが、東日本大震災についてです。今度の白書が発行される来年は東日本大震災10周年ということで、御存じのように各省庁で今、10周年という言い方は余りよくないんですが、10年ということで、今、各省庁も準備を進めていると思いますし、メディアの方でも東日本大震災10年という特集に向けて今進んでいます。テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、みんな進んでいます。

なので、白書でも、ちょっとまとめた分かりやすい形で、東日本大震災の経緯一経緯だけでなく、取組はもちろんなのですが、そこまでは今までの白書でも掲載されていましたが、今度是非掲載していただきたいのは、そこから復興するために、それぞれの方、その地の地元の方々がどんな取組をやっていたかというエピソードを多めにいただければと思っています。今回もエピソードが1つ入っていましたが、できればもう少し多く。実は全国のマスメディアでは、結構東日本大震災のことは大分やってしまったという感が強くて、それはもったいないなと思っています。もったいないというか、あれだけのことがありましたので、そこからどう復興してきたかというヒントは、私たちがいつも発信し続けなければいけないものだと思います。地元紙などでは、その復興のためにいろいろな努力をしている方にスポットを当てて記事に随時しているんです。そういう地元紙の方とも連携をすると、具体的なエピソードをピックアップしやすいと思います。それは関係各省庁に聞いていただくと把握なさっていると思いますし、私の方でも共同通信の方と連載をしていた関係でつながっていますので、そこを經由で地元の記事をピックアップすることはできると思いますので、そういうところから地元

の具体的な復興に向けて動いているプラスの動きを掲載していただければ説得力も増すと思いますし、これだけ復興が進んでいるというのを皆さんが納得しやすいと思います。

4番目としては、それとも関わるんですが、やはり天災が増えています。御存じのように、地球温暖化等とともに、現在、様々な天災に頭を悩ませていらっしゃる水産業者の方々は多いと思いますし、実際にそういうリスクにおびえていらっしゃるという面もあると思いますので、少なくともこの1年であった天災については、きちんとピックアップしていただければと思います。多分、この章の中の安全な水産業でしたっけ。先ほどもありましたけれども、安全な水産業という部分、4番目のところでも、水産の動きという部分でも取り上げられると思うんですが、それを、ただこういうことがありました、こういう取組をしました、という文章ではなく、コラム的に具体的に、例えば、こういう震災がありました、こういうことがありました、それについてこういう動きをしました。さらに、地元ではそこから復興するためにこういうエピソードがあります、こういうことをやって頑張っている方がいます、という、具体的なエピソードをなるべく多くピックアップして、これも入れていただければと思っています。

というのは、今はそういうことはなくても、今後そういうリスクがあるかもしれないということにおびえていらっしゃる方々にとって、そういうエピソードは今後の対応策、予防策になるのではないかなと思っています、それを具体的に入れていただければと思います。今回も非常に読みやすいエピソードが満載でしたので、また今年も入れていただければと思っています。

すみません、長くなりました。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは窪川委員、お願いいたします。

○窪川特別委員 ありがとうございます。

私も結城特別委員と重複するところがありますけれども、この今の作成方針についてのところで、まず、質問といいますか、令和元年の白書のところに「数字で理解する水産業」という、非常にコンパクトな、白書の要約版のまた要約版のようなものがありまして、私は、子供さんが見ても分かる白書というのがいつかは、またできるかなと思っていましたけれども、今回の「数字で理解する水産業」というのは、お子さんでもぱっと見て理解できるという、あるいは学校で、それを使って先生も教えることができるという非常に優れたものだと思います。これが毎年できるのか、それとも数年使うの

か、ちょっとその辺の把握ができていないんですけれども、白書と同時にそういったようなことも考えていただきたいなというふうに思いました。

その後、もう一つ、東日本大震災、要するに一般動向編のところの章立てなんですけれども、これは今までの承継ということで、この章タイトルが付いていると思うんですけれども、これがいいのかどうかだと思います。例えば「東日本大震災からの復興」、第6章は、今回、東日本大震災から10年というタイトルにすると、非常に後々もインパクトのある章タイトルになるんだと思います。柔軟性を持たせるか、あるいは逆に、東日本大震災の章立てというのは、いつかなくなる可能性があると思いますけれども、御検討いただいたらいいのかなとは思いました。

それから、先ほどから皆さんの言葉に入っているコロナ感染なんですけれども、この先がよく見通せませんので、またこの後、来年、再来年というところも全然分からないんですが、少なくとも令和2年度にそういう事態が起きたということは、これから考えるというふうに書いていらっしゃるんですけども、今後も、いつ何どき、例えば海洋プラスチックの問題のように突然問題が起きる可能性もあるので、このコロナの問題も重要な問題として扱っていくというところを検討いただいた方がいいのかなというふうに、もうちょっと大きく言った方がいいのかなと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 今回の白書ですが、総体的にはこの提案のような形でよろしいのではないかなとは思っていますが、今回のコロナウイルスによって、各主要な外国の港でロックダウン等々があって上下船ができないということが発生をしております。まだ解決したわけではございませんけれども、それから、技能実習生で日本に来ている方の出身国で、まだ渡航ができないところも多々あります。その辺を、将来のためにも具体的に記載してほしい。外国人の労働者、ないしは技能実習生に依存をしている、日本の漁業界に警鐘を鳴らしておく必要は私はあるんだと思っています。そういう意味では大きく取り上げていただきたいと思っております。

それから、海洋環境の変化が非常に著しく大きくて、御承知のとおり海水温の上昇等々もあって、これらの問題をどう記載をしていくかです。プラスチックごみの問題もある

でしょうし、そういう観点から、海洋環境の変化というものを、継続的に、現在置かれた状況の下で白書に記載をしていく必要があるということです。

それから、先ほど来から東日本大震災のお話がありますけれども、これの10年間たって、復興、今まだ道半ばのところもありますけれども、特に懸念をしているのは、護岸工事による環境一破壊と言っては失礼なことか分かりませんが、大きな防波堤なり、防潮堤ができて、藻場なり砂浜なり、我々から見れば破壊をしているんだろうということになるんですが、その辺の良し悪しというものはどこかで検証しておく必要があるのではないかなというふうに思っています。

それと、第5章の「安全で活力ある漁村づくり」ということなんですが、活力のある漁村づくりということについては非常に賛成をしたいなと思っています。ただ、安全というのは、何が安全なのかですね。そこで住むことが安全なのか、それとも、ここで生活することが経済的に安全なのか、その辺のことがよく分からない。具体的に何が安全なのか、どこか1項目か1行か入れていただければ分かりやすいのかなと思っています。

若干戻って特集ですが、構成ですけれども、この中で2行、国民への水産物の安定供給の役割を果たす、そのためには水産資源の適切な管理というものと水産業の成長産業化を両立させると。これをどこで具体的に、両立をさせる方策をどこに書くのか、このような視点で何か特集を組んでいくということなのか、片方は資源管理というものがあって、片方は成長と、相反することをここで1行でぱっと書いてあるわけですから、両立というのはどう考えているのか。

それから、「漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立」ということなんですが、これもまたちょっと不可解な文章なのかなとは思っています。漁業者の所得向上、これはそのとおりで、漁業者、それから漁業従事者の所得向上ということは、当然成長産業の中では必要だと、こういうことなんですが、年齢のバランスの取れた漁業就業構造と、これは漁業全体のことを言っているのか、水産業全体のことを指しているのか、この辺がちょっと明確ではないので、もう少し、文章の工夫というのは必要だと思います。それから、特集を組むに当たって写真なりグラフなりいろいろ使用するわけですから、その中でどのようにこれを前面に出していけるのか、この辺もちょっと検討してみた方がよろしいのではないかなというように思います。

私の方からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの方、いかがでしょうか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 ありがとうございます。

私は、今御意見にあったように、構成の①の2行目のところで、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させると。今後の特集は成長産業化の方にあるということで、ちょっとこの文章なんかは、ぱっと見ると、本当に適切な管理と成長産業化という相反するものを両立させるというふうに言ってしまっていて、じゃ、どうやって両立させるのかというところが、ちょっとすぐには分からないという印象はやっぱりあると思うんですね。

恐らく、基本計画をこの会議で議論したときには、水産資源管理の高度化というか、つまり、漁業法制の改革なんかをこれからやるという話だったから、そういう法制度の改革等やって、水産資源の管理を要するに高度化すると。それで成長産業化とも両立するんだという、こういう割と分かりやすいメッセージになっていたと思われるので、今日の多分後半の方で漁業に関する法制度の改革の方のお話もあるんだと思いますが、その話と、それから、今回の特集で出てくる水産業の成長産業化というものがリンクして、全体として政策パッケージになっているんだという、何かそういうメッセージが少しどこかにあった方がいいかなというふうに思うということで、少し両立させるとか、何とかは必要不可欠であるというふうに言って、でも、それはどうやって両立するのとか、本当にうまくいくんでしょうかみたいな疑問を持たれると、結構古いタイプの役所の文書の雰囲気はまだあるので、もう少し、パッケージとしてこういうことをやっているし、これからもやっていくんですというメッセージが分かりやすいようになっていると望ましいかなという、そういう感想を持ったということでお話をさせていただきました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

フロアの方、ほかにはいかがでしょうか。

では山本委員、お願いします。

○山本委員 フーディソンの山本です。今年もよろしくお願いします。

基本的な考え方のところの⑤番で、新型コロナウイルスに関する記述に関して今後検討ということで入っているの、今後ディスカッションできるんじゃないかなと思って

いるんですけれども、流通の観点で感じていることと言いますと、既存の流通に関して大きなダメージはすごくあったんじゃないかなというふうに感じる一方で、日本の流通の7割方はスーパーさんで消費されるというふうに言われていると思うんですけれども、一方、食品のEC化という、ECで食品を買うというマーケットは今まで2.3%、食品を購入するうちの2.3%しかEC化していないという現状がありまして、世の中の的にはインターネットが普及していく中で、食品に関してはなかなか進まないなというふうに言われていたのが現状だと思うんですけれども、もしかしたら、その流通の在り方が変わるきっかけになるのかなというふうに思っているのが、在宅において巣籠もりで消費していくニーズというのが出てくる中で、インターネットで食品を買ったとしても、比較的安心して、おいしいものが届くんじゃないかというのを体験されている期間が、もう一定期間続いているんじゃないかなというふうに思っています、ネガティブな側面で既存の流通のダメージがあったというところと、一方で、すごくポジティブな部分で流通が変わっていく、食品のIT化というのが、EC化が進んでいくという機運になったというのは大きな変化になり得るんじゃないかなというふうに思っております。なので、その辺りは是非新しい取組として、世の中の変化という観点で入れていけるといいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに挙手されている方がいらっしゃらないので、今度はウェブ会議システムで参加の委員の方々から御意見を伺いたいと思います。

発言を希望される方は、ウェブ会議システムの挙手ボタンというアイコンをクリックしてお知らせください。発言者はこちらから順番に御指名いたしますので、御指名申し上げてからマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。

それでは、挙手ボタンをクリックしてください。どなたかクリックされていますでしょうか。どの辺りで管理しているんですか。そこですね。

○事務局 今の段階では、特に挙手はされていないようです。

○山下部会長 そうですか。そもそも何人ぐらい御参加いただいているんですか。

○事務局 4名です。関特別委員と後藤特別委員と田辺委員と野田特別委員です。

○山下部会長 分かりました。

それでは、ただいまのところ挙手がないということですので、次に移りたいと思いま

す。事務局からも、もしこの後挙手がございましたら、後で次の議論に行ってからでもよろしいですので、御発言いただけるように合図といいますか、お知らせを頂ければと思います。

それでは、ここまでの委員の皆様からの御意見につきまして、まとめて事務局から回答をお願いいたします。

○企画課長 今、多くの委員の皆様から多岐にわたる御意見を頂戴したということがございます。まず全体を通して、委員の皆様から頂いた御意見に関しましては、できる限り今回の白書の中で反映をさせていけるように、我々事務方としても努めていきたいと思っております。

その上で幾つか、順不同になると思えますけれどもお答え申し上げますと、まず一番多かったのが、コロナの関係のお話が多々あったかと思えます。今回の資料2にも書かせてはいただいておりますけれども、皆様から御指摘あったように、今、水産を始めとして、この新型コロナによる、いろいろ様々な消費面であるとか流通面、それが結果的に生産面にも様々な影響が今正に及んでいるというのは、それはおっしゃるとおりということだと思えます。そういう意味で、今回の白書の中で、このコロナの状況をどう記述をしていくのか。まだ1年たっていないという状況ですので、どういう形でデータを集めていけるのか、事例も含めて、そういうところに関しましては、我々としてもこれからいろいろと工夫とか知恵を絞っていききたいと思っております。重要なテーマだと思えますので、今回の白書を通して、ある意味うまく今の水産業におけるコロナの状況が伝わっていく、消費者の皆様、一般の皆様に伝わっていくやり方がどうなのかというのは、我々としても考えてまいりますし、是非、委員の皆様からも色々御指導いただければというふうに思っているところでございます。

続きまして、東日本大震災の話がございました。お話があったように10年を迎えようとしているところでございます。これまでも章立てをして、これについてはまとめて整理をしてきたということがございますけれども、先ほどお話があったように、できるだけ、現地で何が起きているのか、エピソードを含めてという話もございましたので、できるだけ情報を集めて、コラムとかいろんな形があると思えますので、そちらの方も工夫ができればと思っております。

また、章名のお話もありました。今現在の「東日本大震災からの復興」という章立てで、章の名前でやってきましたけれども、これはこれでなければならないというもので

はないと思いますので、そのときそのとき、メッセージが一番伝わる章の名前というのは、また工夫ができればいいのではないかと考えておりますので、これは引き続き、少し我々の方でも考えてみたいと考えております。

続きまして、それ以外にも、海洋環境のお話でありますとか、先ほどの健康のお話もありました。様々今回の白書の中で取り上げてはどうかというお話が、今回多岐にわたって頂いたと考えておりますので、それにつきましてもできる限り、今回の白書の中で整理できるものは整理をしていきたいと考えています。

書面で頂いております意見の中に、次年度以降の特集のテーマに関わるようなお話もありました。これに関しまして、その時々の水産を巡る状況であるとか施策の展開の動き、こういうものを踏まえまして考えていきたいと考えておりますし、また、この特集をどうするかというときが来ましたら、またこういう形で企画部会の先生の皆様に御意見を頂戴しながら考えていきたいと考えているところでございます。

また、「安全で活力ある漁村づくり」というところで、安全の意味というのが分かりにくいんじゃないかというお話がありました。章の中で防災を含めて記述はさせていただいているところでございますけれども、お読みいただく皆様に、この記述の意図がうまく伝わるような工夫はさせていただきたいと考えております。

さらに、水産の成長産業化と資源管理のお話がありました。このフレーズが、特集の話の部分に今回の資料では書かせていただいております。様々成長産業化なりを考える上でテーマはたくさんある中で、今回の特集としてはマーケットインというところに焦点を置いてテーマを掘り下げていきたいと考えておりますが、そういうテーマ設定をした、そもそもの動機付けのところとして水産改革が今進んでいるということがあって、その水産改革の大きな旗印の一つが、しっかりと資源管理をやりながら成長産業化を進めていくという両立し得ないような話のところをうまくやらないと、結果的に水産自体は、捕れるだけ捕るということではやっぱりないというところに難しさがあると考えております。それをいかに両立させるかというのが今回の改正漁業法でもあったと思いますし、それに続く様々な施策だと思っておりますので、それについても、特集の中でということだけではなくて、この白書全体の中で、今回の水産改革の動きというのも分かりやすく、先ほどお話があったような両立しないんじゃないかというような疑念が、お読みになられる方に生じないような工夫というのは是非させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

私も先般、特集がこのようになるということと全体の構成を拝見したときに、ほかの委員の皆様と同じように思いました。コロナの特集はしないんだということと、東日本大震災10年だけれども、それをやらないんだと。それから水産制度改革ですね。法改正があったのに、それもやらないんだというふうに思ったんですけれども、今、課長からの御説明を伺っていると、マーケットインというか、成長産業化も、コロナは別ですけれども、全体の中に水産業改革とか、そういうものが組み込まれて、そして特集が成り立っているのだというようなお話に思えましたので、そのように入れていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、その特集テーマでございますけれども、「マーケットインの発想で水産業の成長産業化を目指す」について、これからお話をさせていただきたいと、皆様の御意見を承りたいと思います。

資料の2の3ページ、別紙1以降のところになります。先ほどと同じように、まず、書面による委員からの御意見をお聞きしてから、今日御参加いただいている方々、そしてウェブ会議システムの方という順番でまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局の方から、書面による委員の意見について報告をお願いいたします。

○事務局 では、事務局から書面での意見について読み上げさせていただきます。

まず、内田委員からの御意見です。

コロナ感染症の影響により、家庭で食事をする機会が増えている。家庭にもタイムリーに食材が提供できる取組を紹介していただきたい。

続いて、大森委員からの御意見です。

コロナ禍で、水産物を含めた食生活の在り方が期せずして変化を余儀なくされている。自粛による家庭内での一部水産物消費が伸びる一方、インバウンドや観光、外食の大幅な減少で、当該仕向け用の水産物消費は大幅に減少し、また、諸外国への輸出向け水産物の需要停滞が深刻な事態となっている。今後もコロナ禍による影響は続くことが予想され、水産物需要の先行きが不透明である中、コロナ終息後においても、その影響が国内外の食生活及び水産物消費に及ぼす影響は現時点では伺い知れない。

こうした状況を踏まえれば、平時の目線で、水産物輸出も含めマーケットインを語る

ことは、今後の取組の方向性について分析を行う上で適切かどうか、計り難いものがある。原案のマーケットインのテーマで特集を組むのであれば、コロナの現状及び今後の社会情勢がどう変化していくのかを前提としての分析が不可欠である。

一方、昨今、地球温暖化等の環境変動によって、サンマやスルメイカの不漁、ブリ等の北海道への来遊定着、サケの回遊の減少、沿岸域の藻場の植生の変化や栄養塩の減少による漁獲量の減少等、我が国周辺の水域に大きな変化が生じている。こうした事態は、水産物の生産活動や水産資源に大きな影響を及ぼすだけでなく、国民の食生活の変化を余儀なくされる問題である。水産白書のテーマとして、こうした問題の原因分析と今後の見通し、そして生産から消費まで、どのような構造変化をもたらす可能性があるのかなど、国民に示唆することも重要ではないか。今回含め、次回以降のテーマとして検討いただきたい。

続いて、田辺委員からの御意見です。

新型コロナウイルス感染拡大により人々のライフスタイルが変わり、価値観も変化。そうした消費者のニーズをどのように捉えるのかが重要かと思われま

続いて、吉川委員からの御意見です。

ECサイトなどでの販売が密漁された水産物の販売場所になっている可能性などにも触れてほしい。未利用魚などを、いかに消費者の望む形で提供していくかという取組があれば知りたい。

続いて、久保田特別委員からの御意見です。

テーマについては良い。漁協系統としてバリューチェーンの構築が喫緊の課題であり、その試行の一つにマーケットインがあり、加えて自給率の向上の視点からの試行も重要と考える。

続いて、関特別委員からの御意見です。

新型コロナ感染症拡大に伴い、水産物の需要に関しても大きな変化が起こっていると思われる。この辺りについて前向きな動き（次につながるような）を捉え、記述してほしいと思う。

続いて、永沼特別委員からの御意見です。

我田引水になりますが、コロナ禍にあつて家庭用冷凍食品の需要は大きく伸びています。市場の欲する物を供給し続けているからだと思えます。既に伸長産業にあつてはマーケットインは当たり前となっています。今頃感は否めません。今なぜこのテーマなの

か、その辺りを明確にしていただけたらと思いました。

続いて、野田特別委員からの御意見です。

マーケット用語であるマーケットインについて、まだ一般的ではないと思うので、コラム等で説明をした方が良いと思う。テーマは良いと思う。

続いて、深川特別委員からの御意見です。

マーケットインの発想による水産業の成長産業化を見直すのは基本的に賛成だが、漁業者、特に養殖業者は、これまでも常にマーケットを意識して取引を行っているものの、全魚種、全生産者が同じルールの下で生産と取引を行えるのか。また、マーケット側の購入ルールなども大きな問題となり、（慣例的に水産物鮮魚取引は契約書が交わされていないがために、）これまではトラブルとなっていた。

続いて、和田特別委員からの御意見です。

作成方針では「①『分かりやすく』を旨とし」、中略、「簡潔で平易な記述とする」とありますが、マーケットインという言葉は分かりづらく、平易な記述ではないと思います。テーマでこの語を使うのであれば、分かりやすい用語の解説の追加をお願いします。

作成方針の「⑤新型コロナ感染症に関する記述の扱いについては、今後の状況を踏まえて検討する」に関連すると思いますが、経済活動が滞っている状況下で、マーケットインの取組を推進していくためのヒントになることがあれば、第2節、若しくは第3節に加えてもいいのではないかと思います。

事務局からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで一回、書面による委員の意見をたくさん頂きましたので、それについて事務局からの回答をお願いいたします。

○企画課長 ここで一旦、書面の委員の皆様の御意見について回答を申し上げますと、まず、やはり先ほどの方針全般のところでもお話がありましたコロナに関するお話が、この特集に関しても多々あったというふうに認識をしております。先ほどここでお話ししたと重複する部分が出てきますので、詳しくはということだと思いますけれども、いずれにしても、今回のコロナが、水産物を始め、マーケットであったり消費者の行動に様々影響を与え、変容、動かしているという意味では、今回の特集のテーマのマーケットをどう見るか、マーケットにどう応えるかという観点と、それは当然関連をすると

ころがあると思いますので、この特集を含めて、この今回の白書の中でコロナに関する記述をどうしていくのかということに関しては、どのように、どの程度まで深く書けるのかということを含めて、よく我々としても考えていきたいと思っております。

また、次年度以降の白書の特集テーマに関する御意見もございました。これも先ほどお話を申し上げたように、今後の水産業を巡る時々の状況をよく踏まえて、考えていきたいと思っております。

また、なぜ今マーケットインという形、これをテーマとするのかというお話もありました。御案内のとおり、人口がどんどん減少していく中で、やはり消費者のニーズをどう捉えていくのかというのは、水産物についてこれからどんどん重要になってくると思っています。

本年は、輸出に関する新しい目標が出たり、養殖の戦略が出たりということで、需要と強く関連するような施策に関しても動きが出てきているということです。そして、何より、先ほど議論でもありましたけれども、水産業の成長産業化、これを目指すと、こういう水産改革がスタートしているタイミングということもあって、確かに従前からマーケットを意識するという話はあったとは思いますが、今回、このタイミングを捉えて特集のテーマとすることに意味があるのではないかと考えてところでございます。

また、マーケットインという用語、こちらが必ずしも分かりやすい用語ではないというお話もありましたので、これについては記述の中で工夫をしていきたいと思っております。

このほか、また多々ありましたけれども、できるだけ委員の皆様の御意見が反映できるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御返答も踏まえた上で、今日会場にお越しいただいている委員の皆様からの御意見を伺いたいと思っておりますけれども、佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 今お答えいただいたこととも、ちょっと重複する箇所があるかもしれません。

「マーケット」というものの位置付け、概念をどうされるのかというのが非常に気に

なるなと思いました。可処分所得の状況ですとか、家族の形態ですとか、それこそ今般のコロナの問題もそうですし、あとは水産資源の状況と、多様な要因によって形成されるものですので、記述に際してどのようなマーケットというものを前提として書き進まれるのかというのを、ある程度クリアにしていかないと、その後の議論が拡散するのかなと思いましたので、ちょっと気になった点です。

もう一点、水産業でマーケットイン型といえば北欧水産業の事例がよく先行事例としてあげられますので、ある程度そういったものにも触れられるのかなという気がしております。ただし、この北欧のマーケットイン型というのは、高い価格競争力と、特定のマーケットに注力するみたいな、ある種、日本漁業が追求してきたような、かなり多面的な価値の提供とは、北欧の戦略はちょっと違うと思うんですね。だから、産業構造の残存のさせ方、日本の漁村がどのような形で生き残っていくのかというのとは、北欧とはちょっと戦略が違うと思いますので、マーケットイン型の優れた事例とかで北欧のことをバンと書いてしまうと、やや誤解があるのかなと。日本は日本の生き残り方が恐らくあるでしょうから、そういう意味では、水産業でマーケットインという言葉が使われた際は、やっぱり北欧の戦略としてイメージしてしまいがちなので、何かそういう言葉に引っ張られてしまうと、やや何か北欧の方がよくて、日本はそれができてこなかったんじゃないかという風になるのが心配です。日本は日本のやり方として今まで続けてきたし、多くの多様な漁村を生き残らせてきたわけですから、ちょっとそこら辺の整合性をやや慎重に、マーケットインという言葉が使われるんだったら記述された方がいいのかなというふうな意見を持ちました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは石井委員、お願いします。

○石井委員 産経新聞社の石井と申します。今年度もよろしく願いいたします。

我々が正にマーケットを意識して開催を目指してまいりました大型の魚の食フェスイベント「日比谷ジャパン・フィッシャーメンズフェスティバル」は、このコロナ禍において、残念ながら今秋は実施を見送りということになってしまいました。これに代わる形で新たな魚食普及活動を続けていきたいなということで、いろいろな方々と協議をしておりますなかで、ここにいらっしゃる「ツッテ」の中川さんにも助けてもらって、西

伊豆町の観光誘致を目的としたオンライン魚料理教室などを実施しております。

本題に戻りますが、コロナ禍における食生活の変化は、皆様共通の御認識ではないでしょうか。

「ニューノーマル」と呼ばれる新しい生活スタイルが定着していきだろろうといった中で、家庭回帰もほぼ定着してくる中で、正にマーケットを意識して、日々流通の皆様も工夫されているのではないのでしょうか。コロナによる家庭での調理機会の増加の中で、実際の流通の現場の方々が、お客様の購買の変化にどう対応されているのか、また、鮮魚売り場における商品構成の変化とか、具体的な事例などを白書で紹介していくというのが分かりやすいのではないかなと感じました。

先般、大手スーパーさんとお話をする機会があり、かなり魚の売れ方も変わってきていて、丸魚が売れるようになったり、外食に流れていたような高級食材がスーパーに卸されるみたいなこともあるので、そういうものを目掛けて買いに来る人も結構増えて来たそうです。一方で調理済みの総菜の売上が下がってきているなど、品ぞろえも変わってきているそうです。そういう人々のニーズが変わってくる中で流通がどういう対応をしているのかとか、そういったところに可能性としてどういうものがあるのかとか、逆に危機的なものがどうなのかみたいところを、我々消費者の中で大きな消費行動を伴うスーパーマーケット業界に話を聞くことは意義があるのではないかと思います。

もう一方で、大きい消費の窓口である外食産業は、引き続き打撃を受けている状況としますので、こういったところの対応策みたいなものとかも、御紹介できるといいのかなと。テイクアウトでうまくいっているパターンもあるかもしれませんが、打撃を受けて、もう会社を辞めたとか店を畳んだというところもあるかもしれませんが、そういう光が当たった部分と闇の部分みたいなものも、今後の政策を考える上では取材があってもいいのかなと思いました。

また、フーディソンの山本社長もいらっしゃっていますけれども、ECで買い物をする人も激増したのではないのでしょうか。デリバリーもウーバーイーツなど宅配で買う人も本当に増えましたし、今日いらしていませんが全漁連さんも「ギョギョいち」を強化されていて、ここで「プライドフィッシュ」がより見直されていくんじゃないとか、新しい可能性とかも出てきている一面があったりとか、そういう具体的な消費行動がニューノーマルの中でどういうふうに変わってきたかというようなこととかも、丁寧に拾っていくと、先々の展望も見えてくるのかなと。

それ以外でも、いわゆる生産者が困っているよねみたいな、当初牛乳が給食がなくなったので売れないところから始まって、「牛乳だけじゃないよね。野菜もそうだしをお魚もそうよね」、といった生産地から出荷できないものがクラウドファンディング上とかでも随分やり取りされ、エモーショナル消費や応援消費という言葉も良く聞くようになりました。こういうものも、コロナだからということはあるのかもしれませんが、生産者の実情を理解することによって購買活動につながるのも、マーケットインの発想としては大いにあるのかなと思いました。

すみません、長くなりましたが、幾つかそういったポイントで、取材されて記事として表れてくるというのはいいのではないかなと思いました。

ありがとうございます。

○山下部会長 石井委員、ありがとうございます。

それでは、ほかに。

中川委員、お願いします。

○中川委員 釣りアンバサダーの中川です。本年度もどうぞよろしくお願いいいたします。

すみません、3点ちょっとお話をさせていただきたいのですが、まず1つ目にマーケットインということで、マーケットイン、多分いろんな捉え方ですとか概念だったりとか規模感だったりとか、すごくあると思うんですけども、その中で、私が今回この構成というか、特集を見させていただいたときにぱっと思いついたのが、一人一人のいろんな地域にいる漁師さんの顔でした。なぜかというと、マーケットインというと、やっぱり大きい動きとして捉えられる方も多いと思うんですけども、今、やっぱり各地の漁師さんお一人お一人が、どうやったら量から質へ改善していけるかというふうに分たちですごく考えて、最終的にどこでどんなふうに食べてほしくて、それをどうやったらもっと質を高めていくことで、一匹一匹のお金を高くして、それによって資源管理につなげていけるかというのを、本当に漁師さん御自身が会話されるところを、私は全国各地ですごく伺っていて、本当にそういうところは、その一人の漁師さんから始まって、周りの漁師さんたちにそういう方法とか考え方をどんどんインプットして、それによって、その漁協さん全体が、じゃ、漁に行く回数を減らそうとか、どうやったら客単価を上げられるかをみんなで考えようとか、自分たちが売った魚が最終的に入る飲食店まで調べて、その飲食店に食べに行って、そこでお客さんから声を拾って更に高めるみたいな、そういう細かい活動をしてしっかりと実績を出されている方たちが結構いらっ

しゃるなというのを、本当にお話を伺っていたので、そういう形で、大きい動きももちろんあると思うんですけども、それぞれの細かな取組がされていることが重要ですし、そういうことがいろんな地域でまねをして広げていくこともできると思うので、そういった意味で、量から質へのシフトだったりとか、きちんと消費者さんの顔を見て、どうやったらマーケットインを本当にやっていけるかというのをやられていることもすごく価値があると思うので、是非事例なのか何かしらで、そういうところを取り上げていただけたら非常にうれしいなと思いました。

2点目といたしましては、先ほどから皆さんがおっしゃっていらっしゃるように、漁業者さんだけではなく、いろんな流通というところで、先ほど石井さんがお話されていたスーパーの話とかもあってちょっと思い出したんですけども、「水産女子」という活動にも私は参加させていただいております、そちらにたまに来ていただく、みらいマルシェという会社さんがあるんですけども、そちらの会社さんは、そういう港から漁師さんとか漁協の方たちからスーパーマーケットに行く魚という、そのスーパーに対しての流通だけを専門でやられている会社さんで、そこがスーパーさんと漁港をリアルにつないで、スマホのアプリ一つで漁港側の漁師とか卸さんが、「こんな魚が捕れたよ」というふうにメルカリみたいな感覚でペッペッと入れていくと、それをスーパーさんが見られるようになって、「これ、購入します」とポチポチッとやって買えるという仕組みをもととずっとやられてたんですけども、コロナになったタイミングで、消費者の方がこんな丸魚が欲しい、ちょっと変わったものが欲しいと言われていたりとかいう声をスーパーさん側から一言でペッと配信すると、それに対して全国の漁協さんが「その商品、うちにあります」と手を挙げて商品を入れられるというふうに、何かマーケットとすごく漁港自体をつながりやすくして、飲食店とかに卸せなくなってしまっていた高級魚を入れるという取組をされていて、何かそういう流通の取組でも、なかなか今までになかった面白い取組が出ているので、そういうところも注目できたらとてもうれしいなと思いました。

最後に3点目のところで、私もマーケットインという発想は物すごくすばらしいと思っているんですが、マーケットインという捉え方の一つでは、既に顕在化されているニーズに対してどうやってサービスを提供していくかという考えだと思うんですけども、逆にプロダクトアウトみたいな形で、今までになかった潜在的なニーズを掘り起こすような商品を作る漁師さんだったりとか、ほかの業界から入ってきた方たちも最近増えて

きているかなと思うので、マーケットインはすごく素晴らしいけれども、それだけが素晴らしいんじゃないなくて、マーケットインという発想が重要な上で、プロダクトアウトでこういう事例もあるよというふうに、マーケットインの特集の中なのか、若しくはほかのコラムとかでもいいと思うんですけれども、そういう、ちょっとこうプロダクトアウト的な発想でやられている事業者様の事例とかも載せられたら、よりいろんな発想で業界全体が向上していくのではないかと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには御意見ございませんか。

それでは山本委員、お願いします。

○山本委員 重複するところもありましたのでシンプルに表現するんですけども、余り経済的な根拠がある話ではなくて、感情的なところでの話になってしまうんですけども、日本の水産の特性というか、消費者サイドで感じている特性というのは、少量多品種の季節ごとに様々な魚があるということに対しての魅力というのは日本ならではのじゃないかなというふうに思っていて、成長産業というと、その強みで突破していくというところで考えていくというのも一つじゃないかなと思うんですけども、その観点で考えたときに、マーケットインで考えていくというのは、先ほどからずっとその話があるんですが、今顕在化しているニーズ以外には包括されないような可能性があるのかなと思っていて、少量多品種の需要を喚起するような機能というのが、日本の特性を踏まえた強みを生かすという観点でいうと、実はこの季節ってこういうもののおいしいですよというのは、先ほど中川さんおっしゃったのにすごい共感するんですけども、そういう部分がすごく重要で、需要を喚起していくということがセットでマーケットインの発想というのが語られるというのは、日本の特性を生かす上でいうと重要なんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 余り細かい話じゃなくて恐縮なんですけれども、頂いた資料に今までの特集のテーマというのがございましたので、それを拝見して、平成18、19、20とか24とかは、食文化とか、魚食文化とか、そういう消費を上げるような特集が大きく取り上

げられていたという印象なんですね。その後に、水産業側からの問題点というのが特集になっているような傾向があるように思いました。

今回のマーケットインの特集というのは、そういう意味で、それらを総括するような、両方を持ってきて、先ほどの多品種の日本独特の漁業及び消費というようなことも含めて、もう一度、魚食文化そのものも見直し、あるいは水産業者のマーケットも見直しという、そういう両方を含んだ特集なのかなという印象を受けました。そういう意味で非常にいいのではないかと思いました。

そのときに、前と違っているのは、資源管理及び資源保護をどういうふうに取り入れていくのかというところが大きな問題になるのではないかと思いました。

それと同時に、また変わってきているのは、温暖化等々の自然の変化と、それから、コロナはどうしても、白書が出たときには皆さんの頭の中に入ってくることだと思うんですが、そうすると、今コロナで非常に象徴的なのは科学と政策の関係なんですね。科学的な根拠に基づいた政策をいかにしていくかというところが、やはりかなり考えられるようになったというように印象を受けています。そのときに、消費者及び生産者の経済活動をいかに持続可能にするか、あるいは発展させていくかというところが、やっぱりこの特集のテーマのところにもすごく深く、読んだ方はそういったようなことをインプットされたところで見るとかなというように思いました。

このテーマのタイトルだけ見ると、単純化されていて、内容に関しては、今言ったように複雑なところを含んでくるので、節でそれぞれ書いてあるんですけども、これだけの取り上げ方でいいかどうかというのは、気になったところでもあります。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ウェブ会議システムの方で御参加いただいている委員の方々から、今度は御意見を伺いたいと思います。既に書面でお出しいただいている方もいらっしゃいますが、追加がございましたら、挙手ですか、「はい」というマークをクリックしてください。

いかがでしょうか。どなたか挙手されていますでしょうか。

今のところはいらっしゃらないですかね。いらっしゃらないですか。

○事務局 すみません。ウェブ会議にて参加の委員から、声がちょっと聞き取りづらい

という発言がありますので、できれば少し大きな声で、ゆっくりしゃべっていただくようお願いいたします。

○山下部会長 今、事務局の方から、ウェブ会議の方にとって声が聞きづらいので、ゆっくり大きく話してくださいという指示がありました。今、多分それをマイクでお話しになっていないので、ウェブ会議の皆さんに一番聞こえなかったのではないかと思ったので、今繰り返している次第です。

○事務局 すみません。関特別委員が挙手されています。

○山下部会長 関委員、お願いします。

○関特別委員 はい。発言させていただきます。よろしくお願いします。

大森委員の意見にもありましたが、資源の問題と水産物マーケットの動向というのは非常に重要なポイントだなというふうに感じております。

続いて、特集の構成案からは、需要にどう応えることができるかという視点が主軸になっている印象がありますが、それもそうですけれども、それとともに、生産サイドからどう需要に対して働き掛けることができるのかという、そういう視点も重要だと思うので、ここら辺をちょっと意識的に取り上げていただければいいのかなというふうに思いました。

○山下部会長 以上ですか。ありがとうございます。

それでは、ウェブ会議に参加していただいているほかの委員さん、いかがでしょうか。

今、特に挙手をしていただいている方はいらっしゃらないようですので、今ここで一区切りをして、ここまでの出席されている委員及びウェブ会議の委員の御意見に対して、事務局の方から回答をお願いします。また、ウェブ会議の方は、その間にももし挙手されるのであればしてください。回答終了後にまた御発言を頂きます。

○企画課長 事務局方からお答えさせていただきます。

まず、マーケットインという、こういうワードを今回使わせてもらっているということですが、佐々木委員の方からも、その使い方というか、それに込められるメッセージについて、余り実態とかけ離れたようなことになってしまったのかなということだと思います。おっしゃるとおり、我が国は我が国なりのマーケティングの在り方があっても、それはおかしくはないということだと思います。諸外国でやっているものを参考にすべきところも当然あるかとは思いますが、それがどうやってこの日本の水産業に生きていくのかということは大切な視点だと思っておりますので、気を付けるべ

きだという点についてはよく頭の中に入れて、これから考えていきたいと思っております。

また、石井委員から、つまるところ、取材先の工夫、そういうところについても十分考えて、スーパーのお話であるとか様々、ともかく現場で何が起きているのかというのをできる限りということだと思いますので、事務方としても、できる範囲のところ様々な題材を集めていきたいというふうに思っております。

あと、中川委員ほかの皆様からお話を聞いておりました、着眼点というところがポイントだったのかなと思っております。マーケットインということで、片方からの見方ではなくて、需要を喚起するといったような、マーケットの方に逆に働き掛けて双方向でマーケットインの関係が出来上がっていくというものもあるのではないかということだと思いますし、それがとても大きなステージの話だけではなくて、漁家お一人お一人のお話というのも伺ったところございますので、これに関しましても十分頭の中に入れてながら、この特集の整理を事務方としても進めていきたいと思っております。

また、資源の問題と、このマーケットの関係や、温暖化についてご指摘がありました。マーケットインということで、何か片方に偏った記述にならないように、十分その点については配慮をしていきたいと思っております。

今の関係については以上ですが、先ほど窪川委員から御質問ということで頂いておりました、お子様に分かりやすいということでございます。先ほど御紹介があったようなものは、昔からやっていたというよりは、近年、ある意味、水産の白書もそうですし、農業白書なりとも連携してやり始めているような動きでございますので、同じようなやり方ができるかどうかはちょっと考えさせていただきたいと思っておりますけれども、お話があったように、子供の皆様にどうやって、水産白書なら水産白書の中身、水産の状況をどううまく伝えていくのか、分かっているのかというのはとても大切なことだと思いますので、御紹介いただいたツールのみならず、またほかのやり方があるのかどうかも含めて、我々としてもいろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

何か追加で御質問や御意見ございませんか。ウェブの方もよろしいですか。

今、高橋委員から手が挙がっているんですが、ウェブの方がいいようでしたら、高橋委員、お願いいたします。

○事務局 今のところ、手は挙がっておりません。

○高橋特別委員 よろしいですか。生態系が大分変わっていて、御承知のようにサンマが全く捕れない、イカが捕れない。それから北海道の定置は、サケの定置にブリが大量に入って、マンボウも入ってという、温暖系の魚が入って、そのように生態系がかなり大幅に変わっている中で、いかに市場に魚を提供していくかということになるんですが、果たしてここで書いてあるようなことが可能なのかどうか。その辺はどういうふうにとらまえて記載をしていくのか、かなり難しい話になってくるのではないかなというような気がします。

実際、今のイワシもそうですが、量は捕れるけれども魚が小さい。生鮮食料品というよりは、ミールに落とさざるを得ない。そういう状況の中で、食用水産物としてマーケットに提供していくということが非常に難しい状況になりつつあるのではないかなというふうな感じもします。

もう魚がないんです。いない中で、これは多分国産の魚の話はずっと記載していると思います。輸入魚は多分入っていないと思うんですが、そうした場合、どういうふうな形でマーケットに提供するのか。この特集をどういうふうに組むのか、その辺もちょっと考えていただいて、やはりせつかく組む以上は、皆さんが分かりやすいようなことで記述をしていただければ有り難いなというふうに思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかの方、いらっしゃらなければ、私も少し発言させていただきたいんですが、皆様の御意見を伺っていて、このマーケットインというのが特集のテーマの一番最初に出てくると非常に目立つんですね。それで、目立ったところで、皆様の御意見ですと、よく知らないという御意見から、古びているという意見まで、非常に振れ幅が広がったと思います。

それから、佐々木委員は、これは北欧からの輸入概念だとおっしゃったので、私はちょっとそれについてびっくりしました。

中川委員がプロダクトアウトも必要だというふうなおっしゃり方だったんですが、私の理解では、プロダクトアウトばかりしていて、あとは知らないというのが今までの水産業だったから、そうじゃなくて、マーケットを良く知ってから出せという、そういう発想に切り替えろ的なメッセージなのかなと。だけれども、それだけじゃ足りず、やっ

ぱり新規開拓や、山本委員もおっしゃったように潜在需要を掘り起こすというのは非常に大事なことだというようなことを思いました。それならどうしてマーケットインが出てきたのかなと思って、もしかしたら農業の分野でこのような発想があって、じゃ、漁業でもやれるんじゃないかというふうに事務局の方でお考えだったのかなと。そうであれば、恐らく、この第3節のところにある養殖業ですと、ある程度可能かなと思います。しかし、漁業の半分、日本の場合は半分以上はまだ天然資源なわけで、ここでお客様のニーズに合わせたものを作っていくとかいうのが非常に難しいわけですね。それも加工とか貿易とかの話になってしまうんじゃないかなというふうにも思ったので、そこを農業と対比させながらというんだったら、一つ面白みがあるのではないかというふうに思いました。

それから、もう一つはコロナなんですけれども、コロナの話、委員さんから出るだろうなと実は私も思っていたんですけれども、こんなに出ると思いませんでした。そして、そのときの感想ですけれども、コロナ禍を、一過性のもの、2020年の思い出として考えるのか。それとも、コロナでシフトチェンジが起こって、もうここからはもう別のトラックにギアチェンジ、乗り換えたんだというふうに考えるのか。私はどちらかというところ前者なんです。今、一時しのぎ、リーマンショックみたいな感じと私は思っていたんですけれども、委員さんの多くは、これはシフトチェンジであると。半永久的に、これは世の中変わったんだというようなお考えが多かった。それから、それはどっちで捉えるかによって、この書き方も変わってくるだろうというふうに思いました。感想めいたこととなりますけれども、そのように思った次第です。

それで、ほかにもしなければ、今日3つ目の話といたしますか、次の議題にまいりたいと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次の議題、改正漁業法に基づく政省令等について、事務局より報告をお願いします。

○企画課長 3つ目の議題ということで、私から2点、また、さらに1点御報告をいたしたいと思えます。資料ですと、資料ナンバーが3となっている資料の関連でございませぬ。

最初に、改正漁業法に基づく政省令の公布ということでございます。

こちらにつきましては、昨年12月に行われました当企画部会でも、この政省令の概要を御説明させていただいております。その説明をさせていただいた内容に沿って7月8

日に公布をされたということでございます。併せて、改正漁業法が12月1日に施行するという、こちらの政令も定められたということでございます。

この政省令に関しましては、内容は1枚目の紙に書いてありますとおり、資源管理の関係、漁業許可の関係、海面利用の関係、漁業協同組合の関係、その他ということになってございます。

概要が既に説明されておりますので、簡単に私の方から御紹介いたしますけれども、1枚繰っていただいて、2ページ目に関しましては資源管理という関係で、従来のTAC法と漁業法を統合したということで、それに伴う政省令の整備をいたしております。

3ページ目にあります漁業許可の関係に関しましては、従来指定漁業と特定大臣漁業という形で許可漁業が2つありましたけれども、これを大臣許可漁業として一本化をしたと、それに伴う政省令の整備をしております。

4ページ目でございます。海面利用の関係でございますが、こちらは海区漁場計画の策定から公表までに至る手続、こちらの方を省令なりで定めたということでございます。

5ページ目です。漁業協同組合の関係に関しましては、公認会計士監査、こちらの移行に必要な内容を政省令で定めたということでございます。こちらに関しましては、移行に十分な時間を取るということで、令和6年4月1日ということになってございます。

その他ということで、海区漁業調整委員会の選任の手続、こちらの方を定めてございますし、今回、罰則の強化ということで、具体的にその対象を、うなぎの稚魚であるとか、あわび、なまこということを定めたということでございます。

こちらがまず1つ目の御報告ということですが。

2つ目、3つ目、こちらに関しましても昨年12月の企画部会ではお話を申し上げているんですが、資料を配付したということにとどまってございますので、多少御説明をしたいと思っております。

まず、大臣許可漁業の適格性ということでございます。

○山下部会長 今、資料3-2に移っています。

○企画課長 すみません。3-2に移っています。

改正漁業法におきまして大臣許可漁業の許可を受ける資格としまして、法令遵守、そして生産性に関する基準というものが設けられております。その適用基準を定めて、都道府県、関係団体の方に通知を発出したということになります。こちらは施行日の12月1日から適用されるということです。

1つ目の法令遵守の基準、こちらに関しましては、従来から法令違反により処分を受けた場合には、当該漁業者に違反点数を付す、そういうような形でやってまいりました。今回、改正漁業法の中で罰則強化が行われた部分がございますので、それに伴う点数体系を見直したということがございます。

2つ目、生産性の基準でございますけれども、こちらに関しましては、この漁業経営が持続できるかどうか、こちらの方の確認をする、そういうものとして、これを収益性に着眼して判断基準をするということにいたしております。この基準については、大臣許可漁業の種類ごとに規定ということで、17の漁業種類についてそれぞれ定めているところです。

なお、漁業につきましては、資源動向、様々な不確定要因に左右されるということでございますので、漁業者の責に帰すべきではない事情がある場合、これについては、こうした基準の適用に対し配慮をするということになっております。

その基準の概要でございます。下方の括弧に入っているところでございますけれども、漁業者、それぞれの経営体の償却前の利益、こちらが3年連続で赤字となった場合であって、かつ漁船の乗組員1人当たりの生産量など、そういうものの動向が下落をしているときには、生産性の向上に取り組むべき旨の勧告をさせていただくということになります。この勧告を受けた者は計画的に生産性の向上に取り組んでいただくということになっているということがございます。これで御努力を頂くわけですが、仮に勧告に従わないような、そういうケースには許可の取消しを行うことができるということがございますけれども、本質的には、そういう勧告を受けて生産性向上に取り組んでいただくというための基準を今回定めたということがございます。

私からは以上です。

○管理調整課長　続きまして、資料の3-3でございます。海面利用制度等に関するガイドラインでございます。

改正漁業法に基づきまして、いわゆる漁業権の運用等について、都道府県の自治事務でございますけれども、それが円滑に実施されますように都道府県に通知いたしました。これは6月30日に行っております。現物を後ろに付けてございますが、この3-3-1で概要について御説明申し上げます。

まず、海面利用制度の趣旨、国及び都道府県の責務ということがございますが、今申し上げますとおり、海面利用の制度が変わりましたので、キーワードは透明性を確保した

プロセスの下でということでございます。そのための見直しということですが、法に規定されておりますが、国、都道府県の責務として、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止・解決を図るということを規定して、これは法定でございますが、ガイドラインにも規定してございます。

2つ目、これが大きな柱でございますが、漁業権を都道府県ごとにどう立てるかということ、これを海区漁場計画と言っております。5年に1度計画を立てるということですが、この下の図にありますとおり、透明性をもって客観的に、かつしっかり海面が活用されるように計画を立てるということと、それから、誰に免許をすべきかということを決めているということでございます。

まず基本となりますのは、この四角、3つありますが、一番上にありますとおり漁場の活用状況ということで、まず、今ある漁業権をしっかり利用していただくということが大事でございます。それをしっかり確認していくということが大事になります。必要な場合には指導勧告も都道府県がするという事になっております。その上で適切かつ有効に、平たく言うとしっかり使っているということですが、その場合には、現在、個別なら個別、団体漁業権、組合に免許されている場合ですが、それぞれにちゃんと使っていれば、おおむね等しい漁業権というのを切替えのときにもまた計画として立てて、その方に免許されていくというのが基本でございます。

真ん中のところでございますが、そうではない場合、新たに漁業権を立てるような場合、海面をしっかり使っていくという面から、それを推奨しているわけですが、ここにありますとおり、公益に支障を及ぼさないような場合には立てていくということですが、組合管理として区画漁業権を設定することが漁業生産力の発展に最も資するような場合には団体漁業権、それ以外のときには個別漁業権として立てていきますし、また、免許すべき者の決定としましては、先ほど言ったとおり、従来からしっかりやっただいていて方には継続して、安心して経営の継続の観点からも免許をするということになっておりますが、新しい免許の場合についても、個別、団体、それぞれ、団体は基本的に組合地区で1つに決まってくるので1つになろうと思っておりますが、個別の場合にも、複数の申請があった場合には、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者ということで、審査した上で免許していくということでございます。

その上で、その下の(2)、(3)でございますが、適切かつ有効というのをしっかり確認していく必要がございますので、都道府県がそれをしっかりチェックするための

チェックシートをガイドラインの中にも設けまして、客観性を確保しつつ、透明性を確保しつつチェックしていくとすることができるようにしたいと思っておりますし、また、(3)にあるとおり、漁業権者、免許を受けた方も、年に1回以上、しっかりその活用状況について報告する義務が課されているということでございます。

2ページ目でございますが、その他の関連事項として、漁業権の行使規則、それからその他の金銭徴収とかでございますが、漁業権行使規則で、組合が漁業権を管理する中でいろんな費用が発生するということで、組合員から費用を徴収しているということが一般的に行われております。それについては、公平性が保たれるように、基本的には漁業権行使規則、これは都道府県知事のチェックを受けるわけですが、その受けるような規則の中にしっかり位置付けていくということと、その根拠、徴収方法等について透明性を確保していくということを指導しております。

あと4番、沿岸漁場管理でございますが、漁業権を設定している中で、いろんな形で漁業者以外の方が受益しているという例があります。そういう中で金銭徴収しているというのがありますが、それがややもすると不透明だというそしりを受けていることもありますので、それについて沿岸漁場管理という仕組みを設けて、透明性・公平性をもって、根拠を持って金銭徴収するという仕組みを作りました。

また、5番の海区漁業調整委員会でございますが、これまで漁業者委員が選挙によって決められておりましたが、今回、公選制から議会の同意を必要とする知事の任命制に変更してございます。そういう形ですので、その選任が透明なプロセスを経て行われるように、それから、いろんな漁業種類とか区域とか年齢、性別に著しい偏りが生じないようにということで、こういう形で選定してくださいというのをガイドラインに示したということでございます。

内容はおおむね以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま報告いただきました改正漁業法に基づく政省令等について、事務局から書面による委員の意見について報告をお願いいたします。

○事務局 では、委員より書面にて頂いた御意見を報告させていただきます。

まず、内田委員からの御意見です。

内水面漁業、養殖業に関しては、基本的には沿岸についての考え方に準じるとのこと。新漁業法施行後には、第5種共同漁業権を有する内水面漁協への指導等に係る都道府県

の役割が大きくなると想定される。また、都道府県間の違いが大きくなるかと想定される。蛇足ではあるが、このため、次年度以降には、都道府県の漁場計画等に係る優良事例の記載を願いたい。

続いて、大森委員からの御意見です。

改正漁業法の運用については、かねてから政省令や通知、ガイドライン等により、資源管理や漁場利用等について、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とするとともに、沿岸漁業者の意見を十分かつ丁寧に聞き、理解を得て進めること等を求めてきたところであり、その旨記述もされているところ。改正法、政省令等施行後の具体的な制度運用においても、これらのことが適切に実行されることを求める。

その上で、漁業者、漁協が、制度改正による漁獲情報や資源管理の状況、漁業生産力の発展計画やチェックシート等を的確に報告していくに当たり、漁業者や漁協等にとって過度な負担とならないよう十分配慮されたい。

続いて、田辺委員からの御意見です。

漁業者の暮らしと資源としての海が守られ、食文化としても魚食が大切にされるよう願っています。

続いて、関特別委員からの御意見です。

漁場の適切かつ有効な利用の判断についてはチェックシートもできていたが、それぞれの地域によって様々な状況や事情がある。地域ごとにきめ細かく対応し、判断する必要があると考える。制度の運用について、地元に対しての説明を尽くすべきと思う。

続いて、野田特別委員からの御意見です。

特定水産動植物の採捕禁止の適用除外となる許可証はスマホアプリも可能にしておいたらどうか。漁業権で一定期間に一定割合（5から10%）の（新規）チャレンジ枠を設定してみたらどうか。意欲のある人へのチャンスを与えると同時に、既存の権利者へ改善を促すために。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、書面による委員の意見について、まず事務局から回答をお願いいたします。

○管理調整課長 事務局でございます。順にお答え申し上げます。

内田委員、内水面漁業権のことだと思えます。都道府県の役割が大きくなるというの

は事実でございます。しっかり我々としても指導していきたいと思ひますし、都道府県と一緒に、しっかり内水面が守られるようにやっていきたいというふうに思ひてございます。

また、今回、法改正に伴って都道府県会議、全体としてですけれども15回以上やっております。それで、いろいろな形で都道府県同士の連携も強くなってきていると思ひますので、こういう御懸念の都道府県同士の凸凹というのは、横の連携なんかも含めて、これまでは国との関係というのが多かったんですが、横の関係も含めて、全体として日本の水産行政全体がレベルアップできるようなになったのではないかとすることを期待しているところでございます。

あと、大森委員の方でございます。今回の法改正に伴いまして、法の成立、昨年12月以降、300回弱になると思ひますが、全国でいろいろな形で漁業者、北から南まで説明会をさせていただいております。その中で今回のガイドラインについても説明してきているところでございますし、ちょっとコロナで今こういう状況にはございますが、いろいろな工夫もしながら、今後ともしっかり説明していきたいというふうに思ひます。現場の声を聞くというのは大事なことだと思ひておりますし、また、過度な負担というところでございますが、別途予算要求なんかもしておりますが、スマート水産業ということで、ICTなんかも使いながら、報告が簡便かつより正確に集められるような工夫もしながら、こういう観点も考えられるようにしていきたいというふうに思ひております。

田辺委員は、意見ありがとうございます。正にそうだと思ひております。

関委員でございますが、先ほども話しましたが、チェックシートも作っておりますが、当然、日本全国、北から南までいろいろな漁業実態がござひます。地域ごとにきめ細かくやっていけるように、我々としてもしっかり気を配ってきたいというふうに思ひます。また、説明については、先ほど申したとおり今後ともしっかりやっていきたいというふうに思ひます。

野田特別委員の御意見でございますが、スマホアプリというお話がございましたが、特定水産動植物の採捕禁止、あわび、なまことかの非常に重要な、反社会的勢力の資金源にもなっているものの防止ということでございますので、まずは厳格な運用ということで考えていきたいというふうに思ひております。また、漁業権の新規就業者への枠というのは、各地でいろいろな形で、組合員になった方についての取組というのは行われてきているところだと思ひます。全国一律ということにはならないと思ひますが、新規就

業者に対してしっかり漁場を確保して、業が定着していくようにするという努力は大事だと思っておりますので、都道府県ともよく相談しながら適用できるようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今度は会場にお越しの委員の方々からの御意見、御質問、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 資料の3-2-1ですけれども、下の方の2の生産性の基準のところですね。大分分かりやすく、一番下に括弧書きで書いていただいたんですが、説明も受けたり、いろいろ読んでみたりしたのですが、どうしても理解ができない部分が1つあって、ここの基準の概要のところにあるように、経営体の償却前の利益、3年間連続で赤字という場合は、乗組員の1人当たりの生産性の動向、これが下落をしているときには生産性の向上に取り組むべき旨を勧告するというふうになっております。

乗組員は従業員ですから、従業員が漁業許可を受けているわけでは有りませんし、経営しているわけでもない。これは、経営状況が3年間悪化し、赤字続きということに対し経営の健全化を求めるために、経営体に対して生産性の向上を求めていくと、こういうことであればよく理解はできるのですが、乗組員1人当たりの生産性に対して、向上を求めていく、これがよく理解ができない。なぜ乗組員なんですか。これは一つの企業体ですから、例えば水産加工とか、それからレストランをやっている会社もあるでしょう。そういう兼業のものを全部含めた経営の償却前の財務諸表なんだということですから、そうすると、その他にも従業員がいるわけです。こういうほかの従業員にはそういうことを求めず、なぜ乗組員だけにそういうものを求めるのかという、この辺がよく理解できない。

あと、ほかの部分については説明も受けて、よく理解はできたんですが、この部分だけが理解できないので教えて頂きたい。

○山下部会長 それでは、お答えをお願いします。

○管理調整課長 お答えいたします。

高橋さん、全日海ならでの、一人一人をもっとこき使って働かせろということを御懸念されているということだと思います。決してそういうことではなくて、御説明して

おりますし、資源管理分科会の方でもお話ししたところでございますが、まずは、会社として赤字かどうかというのを継続的に見ていきます。3年連続して赤字になったときには、ここで「乗組員1人当たりの生産量など」と書いてあるとおりに、それ以外の指標も見させていただくというときの指標の一つとして、乗組員1人当たりの生産量というのがあるということでございまして、これが金額でもいいわけですし、ほかの指標でもいいわけですので、いずれにしても、フィルターに引っ掛かるというところの指標の一つにすぎない。その向上を求めていくというのは、1人当たりの生産量を上げろという勧告をするのではなくて、ここにあるとおりに、赤字じゃない、ちゃんと黒字になるような努力をなささいよという勧告をさせていただきますので、それは今言ったような1人当たりについてだけ上げろという勧告にはならないというのは、そこは誤解を解いておきたいと思います。

いずれにしても、先ほども説明しましたとおりに、許可を受けた以上、その経営体が安定して継続して経営していただけるように、こういう生産性の基準を設けているということでありまして、基本は経営体としてしっかり黒字を出していただくということであると理解いただきたいと思います。

○高橋特別委員 当然、企業体に対して黒字経営をしてください。これは当たり前のことで、そうじゃないと漁業というのは当然継続できないんだと。さっきも言ったように、なぜ乗組員なんだという、前回もお話をしたとおりに、船が古くなると戦闘能力が落ちて生産性が悪くなります。一般的には新しい船の方が効率がいい。これは当たり前のことで、常識的にはそうなるわけですから、その中でどんどん生産性が落ちていくことが想定されるような状況の中で生産性を向上させなさい、乗組1人当たりの責任と言うようなことが、本当にこういうことでよろしいのですか。

会社全体として収益を上げなさい、経費を節減しながら黒字を出しなさい、安定経営をなささいということなら、私は分かります。ここで言っているのは、私の見方が悪いのかどうか知りませんが、どうも乗組1人当たりの生産量と、それから金額を上げなさいと、3-2-3の記載のとおりですね。それから、網数も多くせよと書いてはありますが、読みようによっては、もっときつい仕事をなささいと、それで生産性を上げなさいというように取られてもおかしくないような書き方になっているので、この辺はどうなんだろうと。

今、課長が言われるように、いやいや、そうじゃないんだと、それは誤解だと。いや、

誤解しているわけじゃないですね。これを額面どおり、このまま読むとそういうふうに取り取れるということです。そういうことではないということであれば私も納得しますが、ここの議論は議事録に載せておいてください。

○山下部会長 お答えありますか。

○管理調整課長 繰り返しになりますが、この勧告というのは、ここにありますとおり、生産性の向上に取り組むべき、すなわち黒字になるべく努力してくださいということでございますので、そこは確認しておいていただいて結構です。

○高橋特別委員 それは指定漁業許可を受けている経営体に言っていただきたい。乗組員に言う話じゃないですよ。

○管理調整課長 はい。もちろん経営体に対して勧告いたします。

○高橋特別委員 そうですね。

○山下部会長 よろしゅうございますか。議事録に残していただくということで、ほかにはいかがでしょうか。

なければ、時間が迫っているんですけども、ウェブ会議システムで参加の委員の方、もし御意見、御質問などございましたらお願いしたいんですけども、いかがですか。

挙手されるのを待っている間に、私から1つ質問を申し上げたいと思います。外資規制です。それで、事務局に尋ねるというよりは、橋本先生の御意見を伺いたいということの方が気持ちとしては強いです。

結局、今回政省令でも外資規制の歯止めが掛かりませんでした。それで、漁業の許可と漁業権の許可、どちらも日本に法人が置かれていれば、外国、全て外国人が支配する会社であっても、適格性を有していれば、公平な、そして透明な判断によって、そちらの方に免許が与えられる、許可が与えられるということが可能になったわけですね。

私は、せめて政省令で歯止めがあるのではないかと思ったんですが、なかったと。これで大丈夫なんだろうかということを、事務局はお答えがあるかと思いますが、橋本先生のお考えも教えていただきたいなど。もしありましたらということです。

○橋本委員 それは立法事実次第ですよ。だから、安全保障、その他の点でやはり懸念があるということであれば、それはそういう措置を考えるということに尽きると思うので、果たしてそういう観点からの規制をする立法事実があるかどうかということだと思います。だから、立法事実がないのに、ある種の懸念だけだと、やはり営業の自由を厳しく規制するというのはちょっと難しいんじゃないかと、私はそういう感覚です。

○山下部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ウェブ会議システムの方からは何か御意見ありませんか。

○事務局 挙手はないようです。

○山下部会長 ございませんか。

では、ほかの方、委員さん、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何か回答がありましたらお願いいたします。私の質問に対しては結構です。長くて……。

○管理調整課長 基本的にはお答えしたと思いますが、何か不足な点がありましたでしょうか。

○山下部会長 追加で何かありましたら、ここで本件の質疑を終わる前に、一応事務局からのお答えがあるかどうかを確認したわけです。よろしゅうございますか。

それでは、時間も迫っておりますので、本件の質疑を終わらせていただきます。

最後の議事のその他ですけれども、事務局から書面による委員の意見等について報告をお願いします。

○事務局 事務局から、書面で御意見を頂いているので報告させていただきます。

野田特別委員からの御意見です。

参考資料の2の「水産基本計画」の概要2017上の黄色枠の右側、「漁村地域」という言葉ですが、村レベルの小さな場所のみを指している印象を与えるので、「水産業地域」という言葉ではいかがでしょうか。

委員からの意見は以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それから、会場の皆様からは、何かその他、御意見、御質問ございませんでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 最近、内航船とか港湾船の方で、国交省主体で働き方改革というのを委員会を作って検討し、現在中間取りまとめから、ないしは最終的な取りまとめに入っているという状況ですが、漁船の場合、ないしは漁業の場合、水産庁から冊子を一度もらったことがあるんですが、その後、どこの部署でどのような形で検討をしているのか。今後どうするのか、やるのか、やらないのか。この辺をそろそろ真剣に考えなきゃならない、検討しなければならない時期に入ってきているのではないかと、私はそう思っています。委員会なり勉強会なり、何か立ち上げて、検討すべきなのでお願いして

おきたいと思っています。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ウェブ会議システムの委員の方から何かございますか。

○事務局 今の段階では挙がっておりません。

○山下部会長 それでは、事務局の方から、ここまでの御意見について回答をお願いいたします。

○漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長の山本です。

野田委員の方から漁村の要望についての御提案を頂きましてありがとうございます。

水産基本計画に用いています漁村という用語ですけれども、これは水産基本法と整合させて使わせていただいております。この水産基本法と、それから水産基本計画に用いています漁村には、漁業者を含めた地域住民の生活の場を指しております。また、沖合遠洋漁業の基地や水産加工業が発達している都市を含めたものという意味合いで用いております。

このようなことから、この資料に記載されております漁村地域は、必ずしも委員御指摘の小さな地域というようなところのみを指すものではなく、野田委員の地元であります八戸のような水産都市というような地域も含めたものと考えておるところでございます。水産基本法が成立したのが平成13年ということですから、それからこの用語で使ってきておりますので、どうぞ御理解いただけますと有り難いと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。では、野田委員、そのようにお願いいたします。

それでは、これで終わります。事務局から報告事項等がございましたらお願いいたします。

○企画課長 本日は、長時間にわたり貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。

今回の企画部会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで会場の収容人数の制約がありましたため、来場いただく人数を限定させていただくとともに、書面及びウェブ会議システムを併用する形での開催とさせていただきました。今後も感染症対策を要する状況が続く可能性がありますけれども、事務局としましては、できる限り審議しやすい環境を御用意できるよう、例えば広い会場の確保であるとか、仮にこ

ういう形を取るにしても、より円滑に議事が進むようなやり方であるとか、様々ないろいろな工夫に努めさせていただきたいと考えております。

また、今後の部会スケジュールでございますけれども、本日頂いた御意見などを踏まえまして、特集テーマや水産白書の構成案、それらについて検討資料を事務局の方で作成をいたしまして、12月上旬頃に開催を予定しております次の部会で御審議を頂きたいと考えております。具体的な日時は後日調整させていただきますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、例年秋頃に実施している企画部会の現地調査でございますけれども、こちら、新型コロナウイルスの感染症の対策といった、例年とは違った難しさも正直あるという中でございまして、実施が可能か否か、こちらも含めて検討をいたしているところです。その検討の結果につきましては、後日事務局から御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。では、今度皆様にお目に掛かるのは3か月後ということになりそうかもしれないということです。

本日は、時間を超過いたしまして申し訳ございませんでした。活発な御議論ありがとうございました。

これにて企画部会を終了させていただきます。